

5 作業の種類と作業時間に応じた健康診断の実施

VDT作業に常時従事する労働者に対しては、作業の区分に応じて配置前及び定期にVDT作業健康診断を実施してください。

区分	作業の種類	1日の作業時間
A	単純入力型・拘束型	4時間以上
B	単純入力型・拘束型 監視型・対話型・技術型・その他の型	2時間以上4時間未満 4時間以上
C	単純入力型・拘束型 監視型・対話型・技術型・その他の型	2時間未満 4時間未満

～作業区分Aの場合の健康診断～

【配置前VDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・屈折検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
(問診で異常がない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査

【定期のVDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
(問診で異常がない場合は、省略可)
- その他医師が必要と認める検査

～ 作業区分Bの場合の健康診断 ～

【配置前VDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）
- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・屈折検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)
 - ・眼位検査
 - ・調節機能検査
(5m視力検査及び近見視力に異常がない場合は、省略可)

【定期のVDT健康診断】

- 業務歴の調査
- 既往歴の調査
- 自覚症状の有無の調査（問診）

↓ 医師が必要と認めた場合

- 眼科学的検査
 - ・5m視力検査（矯正視力のみで可）
 - ・近見視力の検査
(50cm視力又は30cm視力)
 - ・その他医師が必要と認める検査
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
- その他医師が必要と認める検査

- ↓ 医師が必要と認めた場合
- 筋骨格系に関する検査
 - ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査
 - その他医師が必要と認める検査

～ 作業区分Cの場合の健康診断 ～

自覚症状を訴える者に対して、作業区分Aと同様の健康診断を行う。

6 配慮事項

高齢者、障害等を有する作業者、在宅ワーカー等がVDT作業を行う際には、作業に支障のないよう、必要な配慮を行ってください。

VDT作業における 労働衛生管理のためのガイドライン (抜粋)

1 対象となる作業

対象となる作業は、事務所において行われるVDT作業（ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業）とし、労働衛生管理を以下のように行うこと。

2 作業環境管理

作業者の疲労等を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、照明、採光、グレアの防止、騒音の低減措置等について基準を定め、VDT作業に適した作業環境管理を行うこと。

3 作業管理

(1) 作業時間管理等

イ 作業時間管理

作業者が心身の負担が少なく作業を行うことができるよう、次により作業時間、作業休止時間等について基準を定め、作業時間の管理を行うこと。

一日の作業時間	一連続作業時間	作業休止時間	小休止
他の作業を組み込むこと又は他の作業とのローテーションを実施することなどにより、一日の連続VDT作業時間が短くなるように配慮すること。	1時間を超えないようにすること。	連続作業と連続作業の間に10～15分の作業休止時間を設けること。	一連続作業時間内において1～2回程度の小休止を設けること。

□ 業務量への配慮

作業者の疲労の蓄積を防止するため、個々の作業者の特性を十分に配慮した無理のない適度な業務量となるよう配慮すること。

(2) VDT機器等の選定

次のVDT機器、関連什器等についての基準を定め、これらの基準に適合したものを選定し、適切なVDT機器等を用いること。

イ デスクトップ型機器

ロ ノート型機器

ハ 携帯情報端末

ニ ソフトウェア

ホ 椅子

ヘ 机又は作業台

(3) VDT機器等の調整

作業者にディスプレイの位置、キーボード、マウス、椅子の座面の高さ等を総合的に調整させること。

4 VDT機器等及び作業環境の維持管理

VDT機器等及び作業環境について、点検及び清掃を行い、必要に応じ、改善措置を講じること。

5 健康管理

作業者の健康状態を正しく把握し、健康障害の防止を図るため、作業者に対して、次により健康管理を行うこと。

(1) 健康診断等

イ 健康診断

VDT作業に新たに従事する作業者に対して、作業の種類及び作業時間に応じ、配置前健康診断を実施し、その後1年以内ごと1回定期に、定期健康診断を行うこと。

ロ 健康診断結果に基づく事後措置

健康診断の結果に基づき、産業医の意見を踏まえ、必要に応じ有所見者に対して保健指導等の適切な措置を講じるとともに、作業方法、作業環境等の改善を進め、予防対策の確立を図ること。

(2) 健康相談

メンタルヘルス、健康上の不安、慢性疲労、ストレス等による症状、自己管理の方法等についての健康相談の機会を設けるよう努めること。

(3) 職場体操等

就業の前後又は就業中に、体操、ストレッチ、リラクゼーション、軽い運動等を行うことが望ましいこと。

6 労働衛生教育

VDT作業に従事する作業者及び当該作業者を直接管理する者に対して労働衛生教育を実施すること。

また、新たにVDT作業に従事する作業者に対しては、VDT作業の習得に必要な訓練を行うこと。

7 配慮事項

高齢者、障害等を有する作業者及び在宅ワーカーの作業者に対して必要な配慮を行うこと。

- ガイドラインの全文については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページ (http://www.jisha.or.jp/frame/index_org_jaish.html) の法令・通達検索で見ることができます。

以上のことより不明な点がありましたら、最寄りの都道府県労働局
又は労働基準監督署にお問い合わせください。